地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 佐渡・新潟エリア「令和7年度事業事務局業務」 委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1)業務名の名称

佐渡・新潟エリア「令和7年度事業事務局業務」

(2) 事業の目的及び趣旨

本業務は、佐渡・新潟エリアの「地方における高付加価値なインバウンド 観光地づくり事業」における、令和7年度事業を滞りなく、効率的に進める ための事務局を選定するためのものである。

(3)業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(4) 事業費総額

上限103、000千円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

※事務局経費は、7,700千円以内とする。

※なお、最終的な事業費総額については、公益社団法人新潟県観光協会と調整した上で決定する。

(5)委託期間

委託締結の日から令和8年3月31日(火)まで

2 スケジュール

令和7年4月 8日(火)募集告示

令和7年4月10日(木)質問受付期限(17:00必着)

令和7年4月11日(金)質問に対する回答(13:00)

令和7年4月14日(月)参加申込期限(17:00必着)

令和7年4月18日(金)企画提案書等の提出期限(17:00必着)

令和7年4月21日(月)~22日(火)書面審査(予定)

令和7年4月23日(水)審査結果の通知・公表(予定)

3 資格要件

応募者は次の要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立

て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって も、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を 除く。) であること。

- (3)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の 開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破 産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあっては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 会社法で定める法人であること。

4 募集要領等の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

別紙様式1「質問書」を提出すること。

- ア 提出期限 令和7年4月10日(木)17:00【必着】
- イ 提出先 下記11 問合せ先に同じ
- ウ 提出方法 郵送、持参又は電子メールにより提出
- エ その他 ・電話での質問は受け付けないので留意すること。
 - ・電子メールで提出する場合、件名を「佐渡・新潟エリア 令和7年度事業事務局業務 プロポーザル質問」とすること。
 - ・当協会から、提出のあった翌開庁日までに、「質問書」記載の担当 者宛電子メールにより、「質問書」を受領した旨の連絡を行うので、 確認すること。
- (2) 質問に対する回答

4月11日(金)までに、「質問書」記載の担当者宛電子メール及び新潟県観光協会ホームページにおいて回答を提示する。なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなし、質問に対する再質問は受け付けない。

5 参加申込み

- (1)提出書類 別紙様式2「参加申込書」
- (2) 提出期限 令和7年4月14日(月)17:00【必着】
- (3) 提出先 下記 11 問合せ先に同じ
- (4) 提出方法 郵送、持参又は電子メールにより提出
- (5) その他・電子メールにより提出する場合は、件名を「佐渡・新潟エリア 令和7年度事業事務局業務 プロポーザル参加申込」とすること。
 - ・新潟県観光協会は、提出のあった翌開庁日までに、「参加申込書」 記載の担当者宛電子メールにより、「参加申込書」を受領した旨の

連絡を行うので、確認すること。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書(任意様式、原則としてA4縦) 下記(ア)~(オ)を必須として記載すること。
- (ア) 提案会社の概要
- (イ) 経費精算業務(フロー) に関すること
- (ウ) 事業全体の推進体制補助に関すること
- (エ) 定例会議及び各種調査業務に関すること
- (オ) 事業全体の工程に関すること
- イ 業務実施体制(任意様式、A4縦)

本業務に関わるスタッフ、体制図を記載すること。なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。

- ウ 他の類似業務の受託実績
- エ 見積書(任意様式、A4縦) 実施業務の詳細内訳及び総額について見積書を作成し、代表者印を押印すること。
- (2) 提出期限 令和7年4月18日(金)17:00【必着】
- (3) 提出部数 各7部(正本1部、副本6部)
- (4)提出先 下記11 問合せ先に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送

7 受託事業者の選考方法

(1)審查方法

企画提案書に記載された提案内容について、下記(2)で定める評価基準に基づき、書類審査を実施し、総合的に最も優れた提案を行った者を選定する。

(2) 審査基準

下記の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

審査項目	審査基準	配点
業務全体の構築に	本業務の目的を理解し、具体的かつ説得力のある	2 5
関すること	提案がなされているか。	2 0
業務運営に関する	経費精算業務が滞りなく行えるフローが確立さ	
こと	れているか。実作業をする事業者との調整役機能が	2 0
	果たせる内容か。	
	提案者の知見等を活かし、本事業全体の推進体制	1.0
	を補助できる仕組みがなされているか。	1 0

	定例会議の運営、各種調査業務の提案などが詳細 になされ、かつ、実施可能な内容となっているか。	1 0
業務実施体制	業務内容に基づき、確実かつ効果的に業務実施が できる体制及びスケジュールが確立されているか。	1 0
	過去に類似した業務を受託し、遂行した実績があるか。	1 0
見積額	見積額が予定価格以内であり、妥当なものか。	1 5
合計		1 0 0

※同点となった場合、見積金額が最も低い事業者を選定する。

8 審査結果の通知

審査結果は、提案者に「参加申込書」記載の担当者宛電子メールで通知する。審査内容は公表しない。また、審査結果の異議申立は受け付けない。

なお、提案内容に疑義のある場合は、「参加申込書」記載の担当者に対して個別に 聞取りをする場合がある。

9 契約の締結

新潟県観光協会は、選定委員会において最も優れた提案者と決定した者と別途協議した上で契約締結に係る協議を行う。なお、企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、同協会との交渉で決定する。

最も優れた提案者との契約締結に向けた協議が整わない場合は、次点の者と契約締結に係る協議を行うことがある。また、委託により作成された成果品に関するすべての権利は協会に帰属する。

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案は、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3)審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された提案者の提出書類については、新潟県観光協会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、

11 問い合わせ先

公益社団法人新潟県観光協会 担当:櫻田、渡邊徹〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 電話 025-283-1188 E-mail umasa@niigata-kankou.or.jp

地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業

佐渡・新潟エリア「令和7年度事業事務局業務」委託仕様書

1 事業の目的及び趣旨

本業務は、佐渡・新潟エリアの「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり 事業」における、令和7年度事業を滞りなく、効率的に進めるための事務局を選定するためのものである。

※観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」について

- ○観光庁では、消費額増加及び地方への誘客をより重視し、訪日旅行における消費 単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進するため、モデル観 光地を選定し、佐渡・新潟エリアは、令和6年9月に選定されました。
- ○観光庁は、高付加価値旅行者の地方への誘客に必要なウリ、ヤド、ヒト、コネ及 びアシの5つの観点から、モデル観光地に集中的な支援等を実施します。

2 委託業務の名称

佐渡・新潟エリア「令和7年度事業事務局業務」

3 委託期間

委託契約締結の日~令和8年3月31日(火)まで

4 実施主体

本業務の実施主体は、公益社団法人新潟県観光協会とする。

5 委託業務

以下の業務を実施すること。

- ア 佐渡・新潟エリアにおける「地方における高付加価値なインバウンド観光地づく り事業」令和7年度事業の推進体制補助
- イ 佐渡・新潟エリアにおける「地方における高付加価値なインバウンド観光地づく り事業」令和7年度事業の経費精算業務
- ウ 佐渡・新潟エリアにおける「地方における高付加価値なインバウンド観光地づく り事業」令和7年度事業の業務スケジュールの調整及び進捗確認
- エ 佐渡・新潟エリアにおける「地方における高付加価値なインバウンド観光地づく り事業」令和7年度事業の定例会議の運営
- オ 佐渡・新潟エリアにおける「地方における高付加価値なインバウンド観光地づく り事業」令和7年度事業の各種調査業務

カ 佐渡・新潟エリアにおける「地方における高付加価値なインバウンド観光地づく り事業」令和7年度事業の実施報告書作成

キ その他の協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者との協議によりその解決を図るものとする。

6 スケジュール

事務局としての事業に係る詳細スケジュールを提示すること。

7 実施体制図

実施体制図を提出すること。また、役割分担及び担当者を明確にすること。

8 報告書及び成果品の提出

ア 業務完了報告書

紙媒体(5部)及び電子データを指定の日付・場所に提出すること。

イ 成果品

業務実施に関する成果品がある場合は現物を添えて提出すること。

9 事業費総額

103,000千円

※事務局経費は、7,700千円以内とする。

※なお、最終的な事業費総額については、公益社団法人新潟県観光協会と調整した上で 決定することとします。

10 参考資料

ア 佐渡・新潟エリアのマスタープラン

当エリアのマスタープランに関しては、「にいがた観光ナビ」に掲載していますので、ダウンロードをお願いします。

https://niigata-kankou.or.jp/news/662

イ 佐渡・新潟エリアの「令和7年度実施事業一覧」

令和7年度の実施事業一覧は別紙にてご確認ください。ただし、令和7年4月7日 時点のものであり、内容は随時変更となる場合がございます。

11 その他、業務の実施に伴い必要となる事項

ア業務の実施にあたっては、随時、委託者と打合せを密に行うこと。

イ 新潟県や(公社) 新潟県観光協会が実施する他の事業とも連携しながら本業務を進めること。